

広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令
平成27年 3月16日経済産業省令第12号

改正：令和 2年 4月30日経済産業省令第44号（広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令等の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 4月30日	
<p>(収入支出等の報告)</p> <p>第十一条 推進機関は、事業年度の各四半期ごとに、収入及び支出については合計残高試算表により、第七条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書により、当該四半期経過後一月以内に経済産業大臣に報告しなければならない。</p>	<p>(収入支出等の報告)</p> <p>第十一条 推進機関は、事業年度の各四半期ごとに、収入及び支出については合計残高試算表により、第七条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書により、当該四半期経過後一月以内に経済産業大臣に報告しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内にこれらの文書により報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告をしなければならない。</p>
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月30日 経済産業省 令 第44号～	
施行日：令和 2年 4月30日	
◆追加◆	附 則（令和二・四・三〇経産令四四）
-改正法・附則- ～令和 2年 4月30日 経済産業省 令 第44号～	
施行日：令和 2年 4月30日	
◆追加◆	この省令は、公布の日から施行する。
